

●消費生活相談事例●



若者に広がるマルチ商法の勧誘に注意

大学生の娘が、友人からFX取引や税理士を紹介する事業者の説明会に誘われているらしい。マルチ商法のようなが、娘は金融商品の知識もないのに不安である。

(倉敷市：女性)

消費者へのアドバイス

最近、若者が知り合いから勧誘され、FX（外国為替証拠金取引）など海外の金融商品等を扱う事業者と契約し、トラブルになったという相談が寄せられています。

友人やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）で知り合った人などから勧誘され、他人に紹介し商品購入につながればマージンが得られるといったマルチ商法的手法が特徴です。

金融知識の少ない若者が「儲かる話がある」と勧誘され、「お金がない」と言うクレジットカードや、消費者金融などで借金をして支払いをさせられるケースもみられますが、安易に契約すると多重債務などに陥る危険性もあります。

友人からの誘いであっても必要のない場合は、きっぱりと断りましょう。簡単に儲かるなどの説明をうのみにせず、契約前には契約内容やリスク等をよく確認しましょう。理解できない場合は、安易に契約しないことが大切です。

マルチ商法は、特定商取引法の連鎖販売取引の適用対象となる場合は、契約書面を受け取ってから20日間はクーリング・オフによる無条件解約が可能です。

不安に思ったときは、早めにお住まいの地域の消費生活相談窓口（消費者ホットライン ☎188）に相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

センターからの

2018
3・4月号

お便り

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
きらめきプラザ5階
TEL 086 (226) 1019 (2018.3月発行)

Contents

- 消費生活に関するご相談は
- 有名企業をかたり未納料金を請求するSMSに注意しましょう!
- 「見守り」と「気づき」で被害者の消費者トラブルを防ぎましょう
- 住宅用火災警報器の点検をしましょう!
- 家具やテレビの転倒に気をつけましょう!
- 高齢者の誤飲・誤食事故を防ぎましょう!
- 消費生活相談事例 若者に広がるマルチ商法の勧誘に注意
- 平成30年度 消費生活講座

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… 086 (226) 0999 火曜日～日曜日 9:00～16:30

津山分室 …… 0868 (23) 1247 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン 局番なし 188 (身近な消費生活相談窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えてください。)

●岡山県消費生活センター FAX:086 (227) 3715

e-mail: syohi@pref.okayama.lg.jp

Twitter アカウントID @SyohiOkayamaken

●消費のアドバイス 山陽新聞 毎月1回掲載

平成30年度 消費生活講座

消費者の皆さんに身近なテーマを取り上げて、日常生活に役立つ情報を提供する講座を開催します。

回	日時	テーマ	場所
1	平成30年5月18日(金曜日) 13:30～15:00	●毎日の生活から考えるパソコンや携帯電話・スマートフォン 講師:公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費生活専門相談員 本荘達子	きらめきプラザ4階 401会議室
2	平成30年8月23日(木曜日) 13:30～15:00	●消費者市民社会をめざして～若者と一緒に考えよう～ 講師:岡山県消費生活センター	
3	平成30年9月27日(木曜日) 13:30～15:00	●くらしの中の危険 講師:TOTO株式会社 お客様本部 谷一暢樹	
4	平成30年11月15日(木曜日) 13:30～15:00	●食事の延長線上にあるクスリ 漢方薬 ～現代漢方事情～ 講師:就実大学薬学部 特任教授 緋田哲治	きらめきプラザ5階 消費生活センター 研修室
5	平成31年2月14日(木曜日) 13:30～15:00	●セカンドライフと生命保険 講師:公益財団法人 生命保険文化センター 専任講師 山口良司	

受講希望の方は、消費生活センターに電話、FAXまたは電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715 電子メール syohi@pref.okayama.lg.jp

※定員は100名です。来場には公共交通機関をご利用ください。

参加費は無料です。日時、テーマ、講師、会場等が変更となる場合があります。

有名企業をかたり未納料金を請求するSMSに注意しましょう!

スマートフォンに、有名企業名で「有料サイトの未納料金を滞納しております。本日中に連絡が無い場合は法的手続きに移行します」という内容のSMS（ショートメッセージサービス）が届いた。心当たりがないので連絡を取ると、未納料金の支払いを求められ、「コンビニで通販サイトのギフト券を購入してその番号を連絡するように」と言われた。（岡山市：女性）

- ヤフーやアマゾンなどの有名企業をかたり「未納料金がある」「本日中に連絡がなければ法的手続きに移行する」というSMSや、支払いにあたって「コンビニでギフト券を購入してその番号を連絡するように」というのは、典型的な詐欺の手口です。
- 「未納」「SMS」「ギフト券」という文言や手法がそろっていたら、まず詐欺であることを疑いましょう。
- SMSは不特定多数の電話番号に直接送信することができるため、詐欺の手口としてよく利用されます。心当たりのない不審なSMSが届いたら、開かずにすぐ削除することが大切です。
- 一度連絡を取ってしまうと、相手は言葉巧みに金銭を支払わせませす。決して連絡を取らず無視してください。
- 万一連絡を取ってしまった場合には、正当な理由のない請求には絶対に応じないでください。一度でも応じてしまうと、それ以降も理由を付けて支払いを請求されます。
- 不安を感じたときや困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。 ■詳しくは、



消費者庁 架空請求 検索

「見守り」と「気づき」で障害者の消費者トラブルを防ぎましょう

「見守り」と「気づき」のチェックポイント

住まいの様子

- 不審な封筒や請求書等の書類がないか。
- 見慣れない段ボールや商品が置かれていないか。
- 居室や居宅が改修されていないか。

本人の様子

- 食欲が無くなったり、元気が無くなったりしていないか。
- 生活パターンやリズムが乱れていないか。
- 身なりに変化がないか。
- なかなか言い出せずに困っている様子はないか。

- 障害のある方、特に知的障害や精神障害がある方は、知らない人とのコミュニケーションが得意ではなく、その場での確かな判断や対応が出来にくいことがあるため、悪質商法の被害に遭いやすい傾向があります。
- 被害の早期発見、また被害を繰り返さないためにも、家族や周りの人は、日ごろから様子を気かけ、生活の変化をなるべく早く察知することが期待されます。障害のある方の思いを大切に、本人の意向に沿いながら支援しましょう。
- 消費者トラブルで困っている様子に気づいたら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

（独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報 第298号」より）



住宅用火災警報器の点検をしましょう！

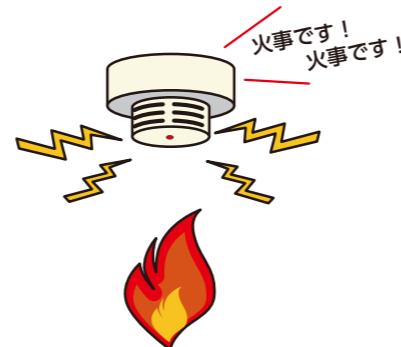
消防庁によると、平成28年の全国の住宅火災の発生件数は1万1354件で死者は885人にのぼり、死亡原因は逃げ遅れが半数を占めています。住宅用火災警報器は火災の早期発見・気づきに有用であり、同庁の分析では、警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ火災による死者の発生を2/3に、建物の損害を半分に減少することが出来るという結果が出ています。

警報器の全国の設置率は平成29年6月時点で8割を超えていますが、その一方で、消防法により設置が義務づけられた初期に設置された警報器の中には、10年以上が経過し本体の劣化や電池切れが生じているものがあります。全国の消費生活センター等には警報器の誤作動や電池切れの相談が寄せられており、国民生活センターが行ったアンケート調査では、取り付けられている警報器の約1割に故障や電池切れが見られました。

■安全のために

警報器は点検を怠ると、いざというときに作動しないおそれがあります。

- 住宅用火災警報器は、必ず定期的に点検しましょう。
- 消耗・劣化を考慮し、10年を目安に本体を交換しましょう。



■詳しくは

国民生活センター 火災警報器

検索

—家庭内での子どもの事故— 家具やテレビの転倒に気をつけましょう！

事例

子どもが、タンスの上にあるおもちゃを取ろうとして、引き出しにぶら下がったところ、タンスが倒れてきて下敷きになった。（当事者：1歳）



子どもが立って歩けるようになると、引き出しや扉を容易に開けることができるようになります。タンスなどの家具の引き出しに上ったりぶら下がったりすると、家具やその上に置いているテレビ等が子どもの上に倒れてくるおそれがあり、危険です。

■事故を防ぐために

- 家具やテレビは、転倒防止グッズを使用し壁や台に固定しましょう。
- 家具の引き出しには、鍵やストッパーなどを付けましょう。
- おもちゃなどの子どもの興味を引くものを、家具の上に置かないようにしましょう。

■詳しくは、消費者庁ホームページ

家具やテレビの転倒

検索

高齢者の誤飲・誤食事故を防ぎましょう！

事例1

認知症の母が、飲み物と思って買って来た食器用洗剤を冷蔵庫で保管し、飲んでしまった。（70歳代 女性）

事例2

香辛料と間違えてラーメンに乾燥剤（生石灰）を入れて食べてしまい、救急搬送された。入院して絶飲食、点滴治療を行った。（60歳代 男性）



高齢者の誤飲・誤食事故は、人口当たりで比較すると80歳代では成人（20歳～64歳）の5倍になり、年齢が高くなるほど著しく増加する傾向にあります。

高齢者は、視覚などの身体機能の低下や認知症のために取り違えや思い込みが起こりやすく、また味覚や嗅覚の衰えから味や香りがおかしなものであっても多量に飲食してしまい、重症化する傾向があります。誤飲・誤食事故が多いものは、薬の包装シート、乾燥剤、洗剤・漂白剤、芳香剤・消臭剤、防虫剤等です。

■事故を防ぐために

- 食品や医薬品と、それ以外のものは分けて保存しましょう。
- 冷蔵庫には、食品以外のものを保管しないようにしましょう。
- 認知症の高齢者の目に付くところに、化学薬品や医薬品を置かないようにしましょう。
- ペットボトルやコップに、洗剤、殺虫剤、ガソリン等の飲み物以外のものを絶対に移し替えてはいけません。
- 食品の乾燥剤等は、袋を開けたときに取り除いておきましょう。

■事故が発生した場合

患者の状態や誤飲したものの量を確認し、医療機関を受診しましょう。また、石油製品や漂白剤など、吐かせることで症状が悪化するものがあるので、むやみに吐かせないようにしましょう。

■詳しくは、消費者庁ホームページ

高齢者 誤飲・誤食事故

検索